

経営者のみなさまへ



労災保険に加入しておりますか？

従業員を一人でも雇い入れると、労災保険の加入が義務付けられています。
『ウチは労災なんて起きないから大丈夫だよ。』など思っていると大変です。
従業員が通勤途中で事故などで怪我をしたときは労災となります。

また、過重労働やパワハラ、セクハラなどによりメンタルヘルズに不調を起こしたときなど労災と認定される場合があります。

労災保険に加入していないと、いざというときに労災保険給付額の40%~100%を国から徴収されることがあります。保険料も別途徴収されます。

例 平均賃金 1 万円の労働者の死亡事故の場合（故意に未加入のとき）
遺族補償一時金 $1 \text{万円} \times 1,000 \text{日分} \times 100\% = \underline{1,000 \text{万円}}$
が費用徴収される場合があります。

社労士にお任せ下さい！

面倒な手続き・給与計算代行します！！

労働時間、休日、残業時間などきちんと把握しておりますか？

最近、労働トラブルが増えています。従業員が退職するとき、サービス残業の請求、賃金の未払い、離職理由などでさまざまなトラブルが起こることがあります。労働の法律をすべて理解するのはたいへんです。残業代など正しく算出するのは意外と難しいです。困ったときは社労士にご相談下さい。わずらわしい手続きや給与計算などに時間がとられるのはもったいないです。その分、本業に力を注ぎたいものです。



気軽に相談！
検索は、
“永井誠
社労士”

永井誠社会保険労務士事務所

社会保険労務士 永井 誠

電話：029-229-1410

住所：ひたちなか市馬渡3864-3

メール：nagai_sr@icloud.com

web：http://nagai-sr.jimdo.com/